

都市基盤施設の整備促進に関する決議

地域に民間投資を呼び込み、人々が行き交い、集い、語らう、個性ある都市空間を創造し、地方創生に資する持続可能なまちづくりを目指し、都市基盤施設の総合的かつ一体的な整備を推進するため、次の事項を強く要望する。

一、国土強靱化実施中期計画を踏まえた関係予算については、予算編成過程で資材価格等の高騰等の影響を適切に反映し、頻発する災害も踏まえ、通常予算とは別枠で必要な予算を満額確保すること

一、災害に強い幹線道路ネットワークの構築や連続立体交差事業・踏切道改良計画事業など、地域活性化等に必要な街路整備が計画的かつ円滑に実施できるよう、継続的に必要な予算を確保すること

一、適切に都市機能を集積し、コンパクト・プラス・ネットワークの強化や都市の国際競争力の強化、さらには災害に強い市街地形成を推進するため、土地区画整理事業及び市街地再開発事業をより一層支援すること

特に、組合施行等による市街地整備事業については、事業の進捗に支障を来すことのないように必要な予算を確実に確保すること

一、車から人中心の空間へと転換を図り、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出が促進される事業を重点的に支援すること

また、安全で快適な通行空間の確保と良好な景観の形成等を図るための無電柱化事業を積極的に支援すること

一、大規模自然災害に即応するための地方整備局などの体制強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと

安全で快適な都市基盤の整備や地域経済の活性化を推進し、将来にわたってストック効果が発揮できるよう、新たな財源を創設するとともに、令和八年度予算における都市基盤整備費の所要額を確保すること。

また、令和七年度補正予算についても必要な予算を確保すること。

令和七年十月三十日

都市基盤整備事業推進大会